

(四) 今次の交渉は、労使双方の妥協によるもので、職工の要求は、概して補償者三名

中、労働組合の要求は、概して補償者三名に止るものと見られる。

(五) 今回、労使間の交渉は、概して補償者三名に止るものと見られる。

結果

労働組合は、今次の交渉は、概して補償者三名に止るものと見られる。労働組合は、今次の交渉は、概して補償者三名に止るものと見られる。労働組合は、今次の交渉は、概して補償者三名に止るものと見られる。

結果
反行

労働組合は、今次の交渉は、概して補償者三名に止るものと見られる。労働組合は、今次の交渉は、概して補償者三名に止るものと見られる。労働組合は、今次の交渉は、概して補償者三名に止るものと見られる。

結果

労働組合は、今次の交渉は、概して補償者三名に止るものと見られる。労働組合は、今次の交渉は、概して補償者三名に止るものと見られる。労働組合は、今次の交渉は、概して補償者三名に止るものと見られる。

結果

以上